告示

○総務省告示第三百七十三号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第七条第五号の規定に基づき、平成二十八年総務省告示第二百五十二号（電波法施行規則第七条第五号の規定に基づく特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年九月二十九日

総務大臣　山本　早苗

2294MHzから2296MHzまで	北海道総合通信局管内	平成32年６月30日まで	１W以下	
	東北総合通信局管内	平成32年６月30日まで	１W以下	
	中国総合通信局管内	平成32年６月30日まで	１W以下	
	四国総合通信局管内	平成32年６月30日まで	１W以下	
	九州総合通信局管内	平成32年６月30日まで	１W以下	
4405MHzから4495MHzまで	近畿総合通信局管内	平成32年６月30日まで	１W以下	

を

2294MHzから2296MHzまで	北海道総合通信局管内	平成32年６月30日まで	１W以下	
	東北総合通信局管内	平成32年６月30日まで	１W以下	
	中国総合通信局管内	平成32年６月30日まで	１W以下	
	四国総合通信局管内	平成32年６月30日まで	１W以下	
	九州総合通信局管内	平成32年６月30日まで	１W以下	
3600MHzから4100MHzまで	北海道総合通信局管内	平成30年９月30日まで	１W以下	
	東北総合通信局管内	平成30年９月30日まで	１W以下	福島県の区域を除く。
	北陸総合通信局管内	平成30年９月30日まで	１W以下	
	近畿総合通信局管内	平成30年９月30日まで	１W以下	
	中国総合通信局管内	平成30年９月30日まで	１W以下	山口県の区域を除く。
	四国総合通信局管内	平成30年９月30日まで	１W以下	
	九州総合通信局管内	平成30年９月30日まで	１W以下	福岡県、大分県及び鹿児島県の区域を除く。
4405MHzから4495MHzまで	近畿総合通信局管内	平成32年６月30日まで	１W以下	
4495MHzから4800MHzまで	関東総合通信局管内	平成30年９月30日まで	１W以下	
	東海総合通信局管内	平成30年９月30日まで	１W以下	
	近畿総合通信局管内	平成30年９月30日まで	１W以下	
4495MHzから4895MHzまで	北海道総合通信局管内	平成30年９月30日まで	１W以下	
	東北総合通信局管内	平成30年９月30日まで	１W以下	
	信越総合通信局管内	平成30年９月30日まで	１W以下	
	北陸総合通信局管内	平成30年９月30日まで	１W以下	
	中国総合通信局管内	平成30年９月30日まで	１W以下	
	四国総合通信局管内	平成30年９月30日まで	１W以下	
	九州総合通信局管内	平成30年９月30日まで	１W以下	
	沖縄総合通信事務所管内	平成30年９月30日まで	１W以下	

に、

26.725GHzから26.735GHzまで	北海道総合通信局管内	平成32年６月30日まで	１W以下	
	東北総合通信局管内	平成32年６月30日まで	１W以下	
	北陸総合通信局管内	平成32年６月30日まで	0.1W以下	
	近畿総合通信局管内	平成32年６月30日まで	0.1W以下	
	中国総合通信局管内	平成32年６月30日まで	0.1W以下	
	四国総合通信局管内	平成32年６月30日まで	１W以下	
	九州総合通信局管内	平成32年６月30日まで	１W以下	

を

26.725GHzから26.735GHzまで	北海道総合通信局管内	平成32年６月30日まで	１W以下	
	東北総合通信局管内	平成32年６月30日まで	１W以下	
	北陸総合通信局管内	平成32年６月30日まで	0.1W以下	
	近畿総合通信局管内	平成32年６月30日まで	0.1W以下	
	中国総合通信局管内	平成32年６月30日まで	0.1W以下	
	四国総合通信局管内	平成32年６月30日まで	１W以下	
	九州総合通信局管内	平成32年６月30日まで	１W以下	
27.5GHzから28.28GHzまで	北海道総合通信局管内	平成30年９月30日まで	1500W以下	空中線電力は、５W以下に限る。
	東北総合通信局管内	平成30年９月30日まで	1500W以下	空中線電力は、５W以下に限る。
	関東総合通信局管内	平成30年９月30日まで	1500W以下	空中線電力は、５W以下に限る。
	信越総合通信局管内	平成30年９月30日まで	1500W以下	空中線電力は、５W以下に限る。
	北陸総合通信局管内	平成30年９月30日まで	1500W以下	空中線電力は、５W以下に限る。
	東海総合通信局管内	平成30年９月30日まで	1500W以下	空中線電力は、５W以下に限る。
	近畿総合通信局管内	平成30年９月30日まで	1500W以下	空中線電力は、５W以下に限る。
	中国総合通信局管内	平成30年９月30日まで	1500W以下	空中線電力は、５W以下に限る。
	四国総合通信局管内	平成30年９月30日まで	1500W以下	空中線電力は、５W以下に限る。
	九州総合通信局管内	平成30年９月30日まで	1500W以下	空中線電力は、５W以下に限る。
	沖縄総合通信事務所管内	平成30年９月30日まで	1500W以下	空中線電力は、５W以下に限る。

に

改める。